



税の申告はじまる

所得税 二月十六日～三月十五日
贈与税 二月一日～三月十五日

所得税の確定申告と贈与税の申告の時期がやってきました。

所得税の確定申告と納税は二月一日から三月十五日まで、贈与税の申告と納税は二月一日から三月一日までで、いずれも税務署で受け付けています。

期限間近かになると税務署の窓口が混雑して落ち着いて相談できなかったり、長い間待っていたり、長いことにもなりますので、申告はできるだけ早めに済ませるようにしてください。

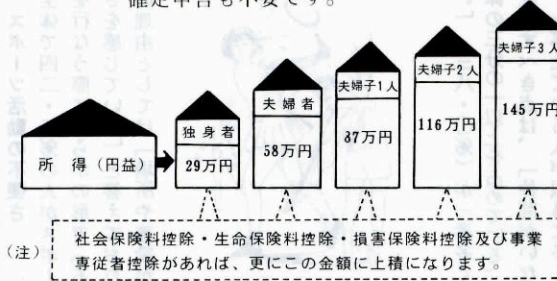
「確定申告をしなければならぬ人」

◇一般の場合

商業・工業・農業・漁業などを営んでいる人や地代・家賃・配当・譲渡などの所得のある人
五三年中の各種の所得金額の合計額が基礎控除(29万円)配偶者控除・扶養控除(一人29万円)その他の所得控除の合計額を超える人は必ず申告しなければなりません。

昭和53年分所得税課税最低限

ここまでは税金がかかりません。確定申告も不要です。



ださい。

◇サラリーマンの場合

サラリーマンの所得税は普通「年末調整」によって精算されますから確定申告の必要はないのですが次のような人は申告しなければなりません。

- ① 給与の年収が一千万円を超える人
- ② 給与以外の所得が二〇万円を超える人
- ③ 同族会社の役員や親族でその会社から給与のほかに貸付金

の利子・地代家賃などの所得を受けている人

確定申告の相談はどこで

所得金額の計算や、申告書の書き方のわからない人のために、次の日程でご相談に応じています。

○税務署の相談日

三月六日 九時三〇分から一六時まで
三隅町公民館

三月一四・一五日 九時から一六時まで
長門税務署

○税理士無料相談所

三月一・二日 九時から一六時まで
長門商工会議所

○このほか商工会議所、町商工会、青色申告会でもご相談に応じています。



春先は火災の多発期

春の全国火災予防運動 2/28～3/13



たばこの「三大失火原因」

投げ捨てに次いで多いのが灰皿などに置いていたたばこが落ちたもので、千二百四十九件(十四%)。

たばこによる火災で多いのは、投げ捨てによるもので、六割(五千四百六件)を占めています。

これは、そのほとんどが喫煙者のマナーの悪さが原因といえるでしょう。

捨てた吸いながら老朽化した床板に落ちて火事になったり、クルマの中からポイと投げ捨てたのが紙や芝草、踏み板などに燃え移ったり。

また、たばこによる林野火災の千二百七十二件は、消し忘れなども含めて、大部分が喫煙者の不注意によるものです。

これら、投げ捨て、落下、消し忘れを合わせると七千五百八十八件となり、たばこによる火災全体の約八十三%にもなります。

◇延滞税

妻「あなた、税金納めるの遅くなるよ延滞税がかかるんですよ」
夫「そりゃ大変だ酒が何本か残っていたな。早く飲まなくちゃ」

◇税務署の受付で

酔っぱらい「おれは多額の酒税を納めてるんだ。表彰するよ、署長にとりつけよ」
そこへ、たまたま飲み屋のおかみ

おかみ「なにが表彰よ、滞納者のくせにうちのツケ払ってよ」